

意見提出者	個人
1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。ユーザの意図に反してPCを動作させるプログラムを作ったらアウトなので、仕様書を外れたらアウト、バグが入っていたらアウト、ユーザが動作が気に食わないと言ったらそれだけでもプログラマーが犯罪者とされ得るというデタラメさ。</p> <p>ファイヤーウォールなしでネットにつないでるだけでウィルスには感染する。ウィルス感染→(何故か)犯罪者に→逮捕。</p> <p>この可能性が普通にありえる。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになる。これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウィルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>法務省は16日、コンピュータウィルスを作成した段階で処罰できる「作成罪」などを新設した刑法と刑事訴訟法の改正案を、来年1月召集の次期通常国会にも再提出する方向で検討に入った、という報道。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ウィルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。</p> <p>まず「器物破損罪」の方を改正すべきじゃないかと思う。</p> <p>「不正な指令を与える電磁的記録による人の電子計算機への修復不能な破壊行為」という風に定義を加える事はできないだろうか。</p>